

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 25 日（金）第 611 号



発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱（※）

（環境林務課取扱い） 1

○保安林の指定の解除予定

（森づくり推進課取扱い） 2

○救急病院等の認定

（保健医療福祉課取扱い） 2

○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定

（水産振興課取扱い） 2

○種畜証明書の有効期間の延長

（畜産振興課取扱い） 3

○県営土地改良事業の換地計画の決定

（農地整備課取扱い） 3

○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

（都市計画課取扱い） 3

○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

（都市計画課取扱い） 3

○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

（都市計画課取扱い） 4

○事業施行についての周知措置

（都市計画課取扱い） 4

○令和 7 年度自衛官の募集（2 件）

（危機管理課取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 6

労 働 委 員 会 告 示

○労働組合資格審査の決定に係る公示送達（労働委員会事務局取扱い） 7

県立病院局企業管理規程

○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（※）

（県立病院課取扱い） 7

正 誤

○鹿児島県公報第 595 号の 3（令和 7 年 2 月 28 日付け）の一部訂正（※）（薬務課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第 351 号

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和 54 年鹿児島県告示第 1532 号の 5）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「年 1.6 パーセント」を「年 1.65 パーセント」に、「年 1.5 パーセント」を「年 1.55 パーセント」に、「年 1.3 パーセント」を「年 1.35 パーセント」に、「年 1.3 パーセント（）」を「年 1.75 パーセント（）」に、「年 1.2 パーセント」を「年 1.65 パーセント」に、「年 1.0 パーセント」を「年 1.45 パーセント」に、「年 1.2 パーセント（）」を「年 1.25 パーセント（）」に、「年 1.1 パーセント」を「年 1.15 パーセント」に、「年 0.9 パーセント（）」を「年 0.95 パーセント（）」に、「年 0.9 パーセント（）」を「年 1.35 パーセント（）」に、「年 0.8 パーセント」を「年 1.25 パーセント」に、「年 0.6 パーセント」を「年 1.05 パーセント」に改め、同

項第 2 号中「年 1.3 パーセント」を「年 1.35 パーセント」に、「年 1.0 パーセント」を「年 1.45 パーセント」に、「年 0.9 パーセント」を「年 0.95 パーセント」に、「年 0.6 パーセント」を「年 1.05 パーセント」に改め、同表 3 の項第 1 号中「年 1.6 パーセント」を「年 1.65 パーセント」に、「年 1.3 パーセント」を「年 1.75 パーセント」に、「年 1.2 パーセント」を「年 1.25 パーセント」に、「年 0.9 パーセント」を「年 1.35 パーセント」に改め、同項第 2 号中「年 1.5 パーセント」を「年 1.55 パーセント」に、「年 1.3 パーセント」を「年 1.35 パーセント」に、「年 1.2 パーセント」を「年 1.65 パーセント」に、「年 1.0 パーセント」を「年 1.45 パーセント」に、「年 1.1 パーセント」を「年 1.15 パーセント」に、「年 0.9 パーセント」を「年 0.95 パーセント」に、「年 0.8 パーセント」を「年 1.25 パーセント」に、「年 0.6 パーセント」を「年 1.05 パーセント」に改め、同表 4 の項中「年 1.3 パーセント」を「年 1.35 パーセント」に、「年 1.0 パーセント」を「年 1.45 パーセント」に、「年 0.9 パーセント」を「年 0.95 パーセント」に、「年 0.6 パーセント」を「年 1.05 パーセント」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱別表の規定は、令和 7 年 4 月 25 日以後の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第 352 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
枕崎市田布川町 1166 番（次の図に示す部分に限る。）、1166 番 1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 353 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	肝付町立病院	肝属郡肝付町北方 1953	令和 7 年 2 月 21 日から 令和 10 年 2 月 20 日まで
救急病院	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町 4145	令和 7 年 3 月 13 日から 令和 10 年 3 月 12 日まで
救急診療所	かわはら脳神経外科クリニック	鹿児島市和田一丁目 17 番 10 号	令和 7 年 4 月 2 日から 令和 10 年 4 月 1 日まで

鹿児島県告示第 354 号

南さつま市笠沙町赤生木 356 番地 2 株式会社丸扇代表取締役長井洋将及び南さつま市笠沙町片浦 757 番地 坂元治からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律

第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第 108 条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市笠沙片浦・大浦区域（南さつま市のうち笠沙町片浦谷山，小崎，魚路，山神，野間池，岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥を除く地区並びに同市大浦町の地区）
- 2 区分 雑魚定置漁業及び小型定置漁業

鹿児島県告示第 355 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定により，農林水産大臣から，現在交付している種畜証明書で，有効期間内に同法第 4 条第 1 項の検査を行うことができないものについては，同法第 6 条第 2 項の規定に基づき有効期間を 6 箇月以内に限り延長する旨通報があった。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 356 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）吉利地区の換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 4 月 28 日から同年 5 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
日置市日吉支所産業建設課

鹿児島県告示第 357 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により南九州市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので，同条第 2 項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 知覧都市計画地区計画
 - (2) 名称 上郡地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第 358 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により南九州市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
知覧都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・6号昭和通線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり九州地方整備局長の認可の告示があった。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・15号寿大通線
- 2 施行者の名称
鹿児島県
- 3 事務所の所在地（事務所の名称）
鹿屋市打馬二丁目16番6号（大隅地域振興局建設部土木建築課）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
- 5 告示年月日及び番号
令和 7 年 3 月 26 日九州地方整備局告示第41号

鹿児島県告示第361号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 7 年度第 1 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
一般曹候補生
- 2 募集期間
令和 7 年 4 月 25 日から同年 5 月 7 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 第 1 次試験（筆記試験及び適性検査）

令和 7 年 5 月 17 日から同月 25 日のうち指定する 1 日

(2) 第 2 次試験（口述試験及び身体検査）

令和 7 年 6 月 14 日から同月 29 日のうち指定する 1 日

4 応募資格

(1) 採用予定月の 1 日現在，18 歳以上 33 歳未満の者

(2) 32 歳の者は，採用予定月の末日現在において，33 歳に達していない者

5 試験場

(1) 1 次試験（簡易テストセンター）

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
鹿児島県第 2 地方合同庁舎（国）	鹿児島市東郡元町 4 番 1 号－2 F
鹿屋市合同庁舎	鹿屋市西原四丁目 5 番 1 号－1 F

(2) 2 次試験

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49
（予備：陸上自衛隊国分駐屯地）	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号

6 その他

詳細については，自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号 099－253－8920）に問い合わせること。

鹿児島県告示第 362 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条，第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定により，令和 7 年度第 1・2・3・4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和 7 年 4 月 25 日から同年 5 月 29 日まで

3 試験期日

(1) 筆記試験（WEB 試験）

令和 7 年 6 月 2 日から同月 7 日まで

(2) 口述試験及び身体検査

令和 7 年 6 月 7 日

4 応募資格

(1) 採用予定月の 1 日現在，18 歳以上 33 歳未満の者

(2) 32 歳の者は，採用予定月の末日現在において，33 歳に達していない者

5 試験場

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49
（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2

6 その他

詳細については，自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号 099－253－8920）に問い合わせること。

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

令和 7 年 6 月 16 日（月）から同月 20 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(2) 追加取得講習

令和 7 年 6 月 19 日（木）及び同月 20 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「4 号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近 5 年間に 4 号の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

5 受講定員（原則として受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

5 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

10 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 7 年 5 月 13 日（火）から同月 16 日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内

- に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通
- ウ 履歴書 1通
- エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み、郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
34,000円
- イ 追加取得講習
10,000円
- 7 その他
- (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第2号

次の者に送達すべき書類は、当事者の所在が不明で交付することができないので、次のとおり公示送達を行う。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

- 1 送達すべき書類の名称
令和 7 年 3 月 25 日付け労働組合資格審査決定書（写）
令和 7 年 3 月 27 日付け鹿労委第174号労働組合資格審査決定書写しの送付について
- 2 送達を受けるべき者の所在地及び名称
所在地 不明
ただし、労働組合資格審査申請書記載の所在地
鹿児島県鹿児島市下荒田一丁目35番20号
名 称 FREE NEW UNION
- 3 送達すべき書類の保管等
鹿児島県労働委員会事務局総務課に保管しており、2に掲げる者にいつでも交付する。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 25 日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第3号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「手術等の業務に従事した場合」を「出勤した場合」に改める。

第17条第2項本文中「とする」を「とし、勤務時間が5時間未満の場合は、10,500円とする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、所属する病院以外の鹿児島県立病院で勤務する場合には、これに20,000円を加算する。

附 則

この規程は、令和7年4月25日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

正

誤

令和7年2月28日付け鹿児島県公報第595号の3中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	上から18行目	別記第6号様式中	別記第6号様式中「大麻事故届」を「大麻等事故届」に、